

令和2年4月1日

## 中間前金払制度の導入について

西脇市では、建設業における受注者の資金調達の円滑化のための取組として、令和2年度から中間前金払制度を導入します。

### 1 中間前金払制度とは

前払金を受けた工事を対象として、当初の前払金（請負金額の40%以内）に追加して、一定の要件を満たす場合に、請負金額の20%以内の額を中間前払金として受け取ることができる制度です。

### 2 対象となる工事

設計金額が500万円以上かつ工期が60日以上であり、既に前払金の支払を行っている建設工事が対象となります。

### 3 中間前払金の額

請負金額の10分の2以内

ただし、当初の前払金と合わせて請負金額の10分の6を超えることはできません。

### 4 支払要件

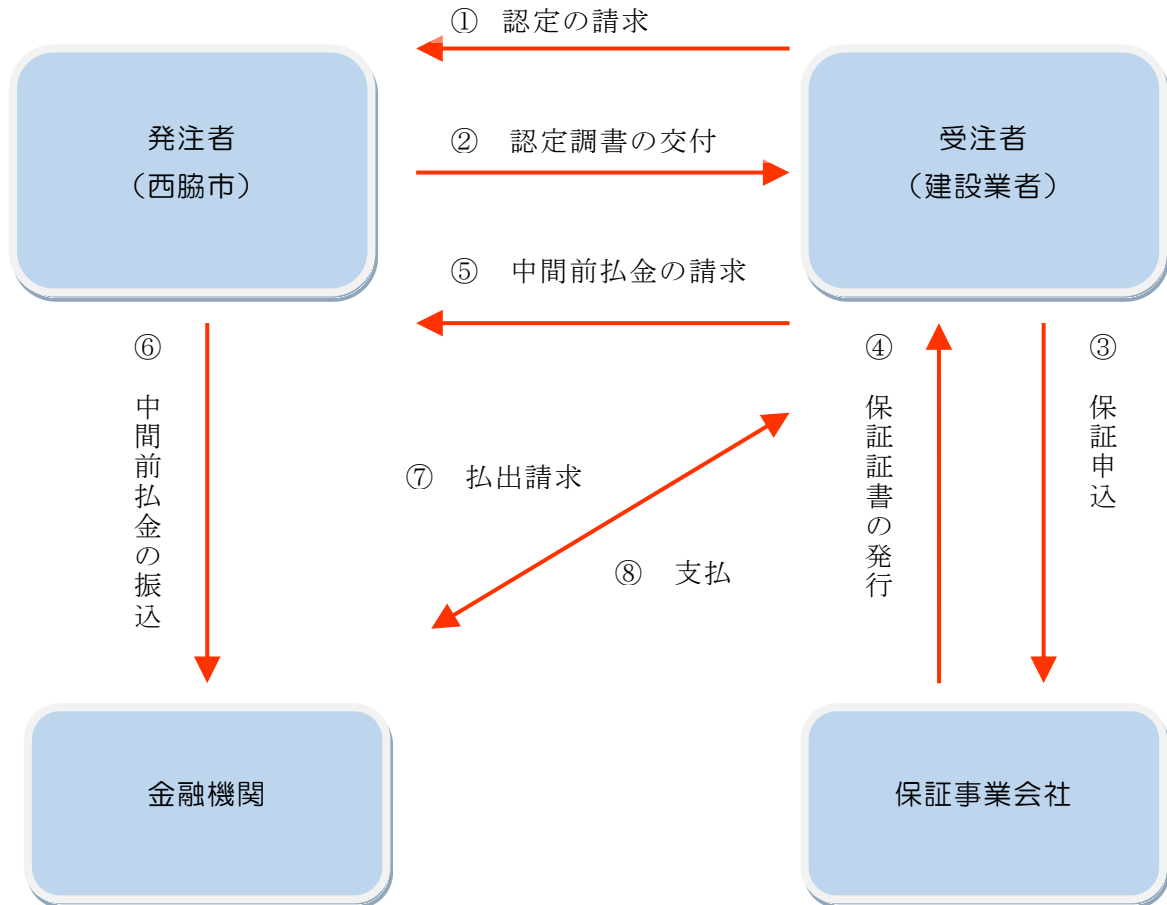
当初の前払金を受領していることを前提として、以下の要件に該当していることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われていること。
- (3) 既に行われた工事に係る経費が請負金額の2分の1以上の額に相当すること。

### 5 部分払との併用

原則として併用することはできません。ただし、債務負担行為に係る契約（年度ごとに出来高予定額を定めた契約）については、各年度末の部分払と併用できる場合があります。

## 6 手続きの流れ



- ① 受注者が「中間前金払認定請求書」、「工事履行報告書」を発注者に提出する。
- ② 発注者が認定要件を確認し、要件を満たしていることが確認できれば「中間前金払認定調書」を受注者へ交付する。
- ③ 受注者は「認定調書」を添えて保証事業会社に中間前払金保証を申し込む。
- ④ 保証事業会社は、認定調書の内容を確認後、受注者と中間前払保証契約を締結し、「中間前払保証証書」を発行する。
- ⑤ 受注者は「中間前払保証証書」を添えて、発注者に中間前払金の支払を請求する。
- ⑥ 発注者は、受注者の指定する金融機関の口座に中間前払金を振り込む。

## 7 施行開始

令和2年4月1日以降に入札公告又は指名を行う工事から適用します。